

議案第5号

愛西市介護保険条例の一部改正について

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、介護保険料の額を改定する等のため改正する必要があるからである。

愛西市介護保険条例の一部を改正する条例

愛西市介護保険条例（平成17年愛西市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「30,600円」を「33,000円」に改め、同項第2号中「36,700円」を「39,600円」に改め、同項第3号中「39,700円」を「42,900円」に改め、同項第4号中「52,000円」を「56,100円」に改め、同項第5号中「61,200円」を「66,000円」に改め、同項第6号中「73,400円」を「79,200円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同項第7号中「79,500円」を「85,800円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同項第8号中「91,800円」を「99,000円」に改め、同号ア中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同項第9号中「104,000円」を「112,200円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同項第10号中「110,100円」を「118,800円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同項第11号を次のように改める。

(11) 次のいずれかに該当する者 125,400円

ア 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第1項に次の1号を加える。

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 132,000円

第4条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,800円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,100円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、39,600円とする。

第7条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」及び「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

第10条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア及び第11号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。こ

の場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。
この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛西市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。